

7 節では、「父を知る」ことがさらに強調されて、「父を見る」と表現されます。この福音書で「見る」は体験によって知ることを意味しています。本来、父である神さまは見ることができないはずですが、イエスを見るという体験によって、神さまを知ることになるという、この福音書独自の主張を表現しています。神さまが自身を人間に見せるために行った業は、自身の子を地上に遣わすことであり、イエスこそ父なる神を現すために世に遣わされた御子である、これがこの福音書が伝える宣教の中核的な内容です。9 節以下で、イエスは少しずつ言葉を変えながら、この福音書が伝える特徴の一つである、イエスと父なる神さまとの一体性について言っています。ユダヤ教との対決の中で、イエスが神さまの内において、神さまがイエスの内において、イエスを通して神さまが語っている、このことこそが、ヨハネ共同体の宣教の中心の一つでした。神さまを見ることを求める世の人々に向かって、「わたしが言うのを信じなさい」と求めるのです。そして、宣べ伝える言葉を信じるができないのなら、イエスが行う業によって、イエスが神に等しい方であることを信じるように促すのです。「わたしを信じる者」は直訳すると「わたしの中へ信じる者」で、この福音書独自の表現です。それは、イエスを信頼して、復活させられ、共にいるイエスの中に自分を投げ入れている人のことです。15 節の「イエスを愛する」とは、イエスを復活させられたイエスと信じて告白し、このイエスに自分を委ね、このイエスと結ばれて生きることであり、信仰をこの福音書の言葉によって言い表したものです。16 節の弁護者は地上のイエスのようにいつかは去って行く弁護者ではない、永遠にいつまでも一緒にいる弁護者です。そのことをより明確に記しているのが 18 節です。弁護者が誰もいない状況がみなしごとという比喩で語られ、イエスが去った後は弁護者が来ることが約束されます。従って、先に約束された「別の弁護者」は復活させられたイエスです。イエスが世を去った後、信仰を与えられて歩んでいる人はみな聖霊という形をとった復活させられたイエスを弁護者としているのです。そして、17 節では、「別の弁護者」が、あなたたち「のもとに」あるいは「と一緒に」留まると言われるだけでなく、あなたたち「の中に」いるようになると語られています。聖霊は「わたし」という個人をイエスと結びつけると共に、個人と個人の内働き、それらを結びつけることを通して「わたしたち」の間に交わりを作り出すのです。使徒信条の「聖霊を信じる」とは、イエスは今もなお生きて働いている、イエスは私たちと共にいることを信じるということなのです。